

令和6年7月24日

令和6年7月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年7月24日(水) 午後1時30分～1時55分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	14番	小濱	邦臣			
副会長	6番	中村	正治			
委員	1番	大神	平	2番	中西	壽男
	3番	入交	享子	4番	矢頭	周
	5番	久保	睦子	7番	南野	悟
	8番	吉田	公俊	9番	早川	訓男
	10番	谷山	正昭	11番	池田	洋一
	12番	大西	清一	13番	西林	肇

4 出席農地利用最適化推進委員(5人)

第1地区	西ノ坊	嘉治	第3地区	中野	勝之
第5地区	川端	稔	第6地区	森	善隆
第7地区	松本	好博			

5 欠席農地利用最適化推進委員(2人)

第2地区	中井	昇	第4地区	小川	範久
------	----	---	------	----	----

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	浅野	貴士	事務局次長	松下	伸弘
職員	近藤	大介			

7 議事録署名委員

7番	南野	悟	8番	吉田	公俊
----	----	---	----	----	----

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用
集積等促進計画案

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知
報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）に係る合意解約届出通知
報告第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和6年7月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は、5名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号7番、南野 悟委員、並びに、議席番号8番、吉田 公俊委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、6件を議題といたします。
議事の進行上、まず1項目について審議をいたします。
なお、吉田委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加することはできないと規定されており、議事参与の制限に該当いたしますので、審議の間、暫時退席をお願いします。

（吉田委員、退室）

議 長

本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、問題はないとの回答をいただいておりますので報告いたしておきます。

それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局次長 松下君。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、6件、6筆、3,760平方メートルについてでございます。

申請地の位置等については、それぞれ議案第1号参考資料でご確認ください。

1項目についてご説明申し上げます。

譲受人は市内の農家で、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(吉田委員、自席に戻る。)

議 長

次に、2項目から6項目について審議いたします。

本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただいておりますので報告いたしておきます。

それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

2項目から6項目までについてご説明申し上げます。

いずれも市内の農家が、それぞれ耕作目的で所有権を取得するため申請があったものです。

2項目及び6項目の譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

3項目の譲受人は、現在親族と共有名義になっている本件申請地の所有権持分100分の45を親族から贈与により譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

4項目及び5項目の譲受人は、本年5月、本委員会において農地法第3条許可により農地の権利を取得しており、本件申請地を譲り受け、開設している市民農園の管理運営と併せて農業経営の拡大を図るものです。

いずれも農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、5件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

なお、本件につきましては、中村副会長と地区担当委員、推進委員、並びに谷山委員により現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして報告を求めます。

中西委員。

中西委員

7月8日に現地調査を実施いたしました。

申請地は[REDACTED]ほか1筆、地目はいずれも畑、計34平方メートルでございます。

位置については、議案第2号参考資料でご確認をお願いいたします。

申請地は、新名神高速道路茨木千提寺インターチェンジの東約1.2キロメートルに位置しております。

周囲の状況ですが、北側、東側及び西側は山林、南側は道路でございます。

転用の目的は、駐車場敷地の一部でございます。

雨水につきましては、道路側溝へ排水する計画となっております。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われます。

以上、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請内容について事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件、2筆、34平方メートルについてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があったものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

転用の目的は駐車場敷地の一部、権利の種類は賃借権となっております。

申請地は、安威川ダム建設に伴うコア材採取によってできた平場に位置し、大阪府が法面管理用通路として買収した残地でございます。

転用の理由ですが、被設定人は申請地を借り受け、近隣で開設している市の施設ダムパークいばきたの駐車場敷地として周辺の土地と一体的に使用するものです。

ダムパークいばきたは、市が安威川ダム周辺整備事業として整備するもので、アクティビティを中心とした施設が供用される計画になっており、年間来場者数は100万人程度が見込まれています。

敷地内に駐車場が設置されておりますが、駐車場台数が不足しておりますことから、隣接する非農地と一体利用することにより、申請地を来場者用駐車場として整備するものでございます。

農地の区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。

被設定人は候補地を選定するに当たり、周辺で農地以外の土地を含め候補地を検討しましたが、それぞれ候補とした他の土地では、必要な面積が確保でき、かつ傾斜が緩やかな土地が見つからなかったため、転用に伴い他の周辺の農地、営農に影響を及ぼすおそれが少ない当該申請地を選定したものです。

事業計画では、申請地を整地し、駐車場の通路として使用する計画でございます。

なお、農地転用に関し、隣接地権者との協議も済んでおります。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われ

ます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

駐車場の一部ということで、34平方メートル、どれくらいの台数が確保できるのですか。

議 長
事務局。

事務局

まず、ダムパークいばきたの附帯の駐車場としましては、全体で680台の駐車場がございます。

既存のダムパークいばきたの敷地の中に380台、残り約300台を今回の申請地一帯に計画されています。

今回転用するところに関しては、大阪府が買収した残地になりまして、駐車場の動線、通路に当たっております。

議 長
他にご質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長
他にご質問等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることはやむを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第5条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件を議題といたします。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件、1筆、715平方メートルについてでございます。

内容でございますが、権利関係は使用貸借権、解除条件付、5年の新規設定となっております。

転借人は市外在住者であります。大阪府の準農家に登録されております。本年4月、市農林課の地域農家候補者名簿に登録されており、本件申請地を借り受け、野菜を栽培する予定です。

転借人は農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

地域農家として認定を受けられたということなんですけれども、市で初めて認定を受けて、こういう形の利用権設定は初めてなんですか。初めて認定を受けた人で、耕作に取り組まれる形が出てきたということによろしいですか。

議 長

事務局次長、松下君。

事務局

初見の案件になります。

少し補足いたします。転借人につきましては、農林課で地域農家等認定基準に関するガイドライン等を策定をしており、そのガイドラインでは、大阪版準農家

制度の準農家として認定されている、またその者と同等以上の知識及び技能を有すると認められ、地域の農業委員または農地利用最適化推進委員の推薦を受けた者ということで、地域調和要件も満たしているということで、審査は通っていると伺っております。

西ノ坊委員

初めてですか。

地域農家として認定した人としては初めてのこういうケースですか。

事務局

その通りでございます。

地域農家候補者の方が農地を借りる案件は、今回初めてになります。

西ノ坊委員

順調にいけば、このような方がこれから増えていくということですね。

どこで営農されるかは別として。

議 長

地域農家制度ですので、担い手不足という問題があり、これから政策上そういう形で増えてくることが望ましいのか、農家といたしまして複雑なところがあるんですけども、やはり地域の農地を守っていくにはそういう担い手も必要ではないかというふうに感じているところでございます。

議 長

他にご意見等がございませんでしたら、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり大阪府みどり公社に対し要請いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、4件。

以下、報告第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

来月の定例会でございますが、8月21日、水曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和6年7月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顚末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年7月24日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名ずみ

署 名 委 員

署名ずみ

署 名 委 員

署名ずみ
